

1. 件 名 : 「三菱重工業株式会社による使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計
特定容器等の型式指定の変更申請に係るヒアリング(4)」

2. 日 時 : 令和5年4月28日(金) 14時00分~15時30分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本企画調査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査官、川村安全審査専
門職

三菱重工業株式会社

原子力セグメント

機器設計部 主席プロジェクト統括 他5名

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

6. 提出資料

なし

時間	自動文字起こし結果
00:00:00	はい、よろしくお願いします。
00:00:06	それでは、ただいまから4月28日、三菱重工の型式指定変更承認先生に係るヒアリングの方を始めさせていただきます。
00:00:21	規制庁の神村です。本日のヒアリングにつきましては事前に提出いただきました資料に基づきましてこちらから、
00:00:31	資料三田美沙
00:00:33	駄目で
00:00:35	ちょっとお聞きしたい点がございますので、
00:00:40	まずコメントしていく形。
00:00:43	で進めさせていただきます。
00:00:47	衛藤三菱C中高さんの方で何か確認すべき点と、
00:00:54	ございますでしょう。
00:00:56	こちらからコメント
00:00:58	していきたいと思うんですけども、
00:01:03	三菱重工の齋藤です。特に、はい。確認事項あと今日の進行の進め方について特に、
00:01:12	コメントございませんのでよろしくお願いいたします。はい、承知いたしました。
00:01:33	あ、
00:01:35	じゃあ、規制庁の尾崎です。まずその品質管理基準規則への適合の確認からまず進めていきたいと思っておりますが、
00:01:46	まず私から1点、
00:01:49	品質管理基準規則への適合の観点で、1点お尋ねしたいのは、
00:01:56	今回申請されている
00:02:01	品質保証計画ですかねこの中で、
00:02:06	具体的には19条であったり、日常だったり、13条っていう、その全体通してなんですけど未然防止処置っていうのはその以前変更前のは、
00:02:17	申請内容で分かれてた内容が、ちょっと見当たらなかったんですが、これはどういうふうに対応されている、ご説明いただけますでしょうか。
00:02:29	はい、三菱重工品証部の赤松でございます私の方からご回答させていただきます。
00:02:36	未然防止処置についてですけども、資料の方が、1-2の42ページ、比較表の40ページの方ご参照いただけますでしょうか。
00:02:53	各章の一番左も別のナンバー63でございます。
00:03:07	水。
00:03:09	4番、久慈。
00:03:14	はい。
00:03:17	お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:03:19	はい。ナンバー63がですね。はい。できれば可能なら資料購入してもらおうことってできますか画面上で、今準備してございます。少々お待ちください。
00:03:42	今、画面の方ご確認いただけますでしょうかはい、MIMAS ありがとうございます。
00:03:48	はい、ではご説明に戻らせていただきます。ここがまさに移転防止措置に対する営業日を記載しているところでございますけれども、今回の申請内容の時これに該当するところが、7.6. 1も、
00:04:03	リスク及び機関への取り組みでして、これがまさに不適合に対する未然防止措置そのものでございます。それをお示しするのがですね、761の、
00:04:14	方から少し目を下にやっていると。両括弧3年望ましくなり、起動を防止または低減する、そしてその下に改善を達成すると。
00:04:24	ありまして、これが銀行に対する未然防止であることを示す、加瀬でございます。
00:04:34	はい。
00:04:36	取ってきましたっけ。
00:04:38	2度、括弧3という、
00:04:44	規制庁野崎です。53条で、今ご説明のあったその緑色にされている(3)と(4)の内容が、
00:04:57	何て言うんですかねその子供50、一番左の列の未然防止処置の53条の趣旨を踏まえた対応であるというご説明でよろしか。
00:05:09	一旦ですよ。今のご説明は、はい、本木でございます。
00:05:15	その上で伺いたいのか、ここで53ページのところで、
00:05:23	(3) (4)で未然防止処置を担保されているということであれば、
00:05:32	全体を通して、先ほど申し上げました例えばちょっと前の51条の継続的改善の話ですとか、
00:05:42	十九条とか、そういったあたりには具体的にどう反映されているんでしょうか。
00:05:49	はい、事務部でご説明差し上げますまず、若い方19条のですね、ページ、
00:05:57	の方が19ページですね、表のナンバー29になります。
00:06:06	はい。
00:06:07	この19条の中の、未然防止活動の要求箇所19条の8号ですね、マネジメントレビューに用いる情報として、8号適合並びに是正処置、
00:06:21	及び未然骨折の状況、これをインプットしなさいということなんですけれども、これに対応するのが、
00:06:29	739にですね弊社のご説明をした7392のうちの、
00:06:34	下から2番目にですね、上(5)番、リスク及び機会への取り組みの有効性を記載してございます先ほどの7.6. 1を抜き出しております、まさにここで未然防止でしょ、いうこととして確認するというところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:06:49	なるほど。
00:06:50	はい。はい。
00:06:53	はい、続いてですね、51条ですね、51条は、
00:06:59	資料の40ページになります。
00:07:03	何%が空中1ですね。
00:07:13	はい。51条は継続的な改善への取り組みを要求されているものでございまして、この継続的な改善の作業一つに、是正処置及び未然防止の評価という、
00:07:26	要求がございまして。これに対応するのが、
00:07:30	両括弧の2番のところですね。
00:07:34	この弊社の中で10は改善の取り組みを説明したところですがけれどもその中の一つの項目として両括弧の2番望ましくない影響の修正をし、または軽減ということで、
00:07:44	761 そのものではないですけど、全く同じ文言でございまして。望ましくない影響の集積など6市の中にもあった文言でございまして、まさにリスクが1回の取り組み前後してあることをお示しするものでございまして。
00:07:58	規制庁野崎です。ご説明ありがとうございました。全体的な構成理解できました。
00:08:05	ありがとうございます。
00:08:18	はい、規制庁松本です。
00:08:20	次、よろしいでしょうか。
00:08:23	堀田です。今、
00:08:26	画面に映っているこれ資料1-2です。その品管規則をですね、十九条20条ぐらいなんですけれども、
00:08:38	そう、ナンバーツーという。
00:08:42	と。
00:08:44	23。
00:08:46	そうですね。
00:08:50	えっと、29億が、いわゆるマネジメントへインプットで、30場、結果を受けてこの数字からアウトプットに対する、いわゆる措置と。
00:09:01	ということになります。基本的にインプットアップ
00:09:04	の項目ってイコールになっている形だと思うんですけど
00:09:07	その中の日、1項、
00:09:09	例えば19条でいうと、7号ですね、関係法令の遵守状況。
00:09:15	コンプライアンスの話って、すごく一般的なことなのかもしれませんがけれども、
00:09:21	これがいわゆる右を見ていただくと、7932のマネジメントレベル1、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:09:28	いうところから、消えていると、項目だけ文字面だけ見ると消えているということなんですけれども。
00:09:36	これ、どこで、寄っていくのか、読み込むのかっていうところを、ご説明いただければと思います。
00:09:45	はい。三石就航秘書部の若松でございます。関係法令の遵守状況に関してはですね、直接、法令の遵守というものを監視しているというふうには、他のものを通じて、具体的にはですね、
00:09:58	両括弧Cにありますので、プロセスのパフォーマンスだとか、新規模の状況ですね。
00:10:06	この本だったり、QMS そのもの、
00:10:14	絵をレビューすることで、関係法令の遵守。
00:10:20	気になってございます。この製品及びできるのを整理とか、QMS というものが、関係法令が中止という目的を含んでいるということの中で1つの項目で、
00:10:31	記載しております。
00:10:38	例えば、資料の23ページですね。
00:10:44	評判5年と、なんか34。
00:10:50	はい。
00:10:51	事故後ですね、製品の適合性をもって、関係法令の遵守状況を評価しているということを申し上げたんですけれども、
00:11:02	この7.8.22は、個別業務の要求事項として果たすべき事項を定めた方でございます。
00:11:12	ここで、6月ですね、適用される法令、規制要求事項を定めております。
00:11:19	業務の計画にあたってですね、記録された高齢規制要求を明確にして、これが1業務に反映されて、その結果、適合情報を元にできるということで、間接的に関係法令の遵守状況を監視できていると言っただけでございます。
00:11:36	またですね、リルMSに関しては、ナンバーAは書類ですね。
00:11:43	ナンバー8ですので経営企画部ともうホームページになるんですけれども、
00:11:54	はい。ここはまさに品管規則でも、関係法令の遵守それを文書に定めるということ、要求されているところでございますけれども、弊社ですね、
00:12:06	計画の基本方針として、黄色で着色している箇所なんですけれども、適用される法令基準規則している中目安を確立することだということだということで最上流には、
00:12:18	GAMSがですね、法令に基づくものがあるということを確認している。これを、この状況を監視することで、関係法令の遵守を評価しているというたてつけでございます。
00:12:29	以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:12:32	はい。長松本です。ご説明ありがとうございます。そもそも品質保証計画、
00:12:39	大本の71のところ、法令遵守というところのベースがまずここで規定されているとともに、個別業務、
00:12:49	の部分でも、俺遵守っていう考え方が、まず否定されている中で、
00:12:57	マネジメントレビューの中では、そういった個別業務、
00:13:02	インプットの状況っていうものにプツとしてく中で、おのずとコンプライアンスに関するものも
00:13:10	その中に
00:13:13	字づらとしては書いてないけれども、間接的に法令、
00:13:17	規定され、
00:13:19	ということという理解し、
00:13:21	そういう理解
00:13:24	まとめていただく通りでございます。ありがとうございます。
00:13:28	了解しました。規制庁が、
00:13:31	続いての四つになります。
00:13:36	これは品管規則の35条に対するもので、
00:13:43	資料1-2っていうと、
00:13:51	はい。ナンバーでいうと45人だ。
00:13:57	こちらの第13を、
00:14:02	調達物品等の供給者のQMSに係る
00:14:09	は、
00:14:11	7、こっち8%の越智さん、いわゆる外部提供書に対する情報のところには、
00:14:17	直接これもこういう文言が見当たらないと、いうことなんですけれども、おそらくどこかの項目、
00:14:25	という
00:14:26	んですが、どこで読めるかっていうところをさせていただければ
00:14:35	はい。三菱重工秘書部の赤間でございます。
00:14:41	供給者に対する品質マネジメントシステムに係る要求事項、これにですね、間接的に該当しているのが、そのまま右に、
00:14:51	見ていただきまして、両括弧のスモールBですか。
00:14:56	方法を黒瀬です。
00:14:58	阿呆プロセス。
00:14:59	ですね。
00:15:01	方法プロセスの承認、これによって品質マネジメントシステムに対する適合の確認をしております。運営というのがですね、プロセスというのがQMSと密接な関係にあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:15:15	埋葬運用管理する活動の集合体をとらえておりますのでそのプロセスの承認によって、供給者の活動を当社の QMS の一部として管理することを確実にしております。
00:15:27	このことがですね、一つ前の方ですね、40、
00:15:31	No.44。
00:15:33	ですね。
00:15:34	ナンバー44。
00:15:39	ですね。はい。ナンバー44 はですね、調達先に対する情報ではなくて調達プロセスそのものについて、明記しているところなんですけれども、
00:15:50	ちょっと画面下にやっていただけますか。すみません。
00:15:56	例えばこの中で緑に着色しております管理の方法、方式及び程度というところなんですけれども、
00:16:05	ここに脇本分校ばれる及び処分はという書き出しですが、外部から提供されるプロセス。
00:16:12	鍋島泰君に行かし適合した製品及び役務を引き、渡す、五社能力に影響を及ぼさないことを確認するために、次の事故を行うということで、同発行日ですね、外部から提供させられるプロセスを、
00:16:26	さっきの QMS の管理課に求めることを確実にするというので、このプロセスで管理することで、QMS の要求に対して、確実にしていると。
00:16:39	やっぱでございます。もう少しですね。
00:16:41	参考着任に御説明しているところがですね、
00:16:45	支援はちょっと右に出てきますと、添付資料 9 の中でですね。
00:16:53	この調達管理のフロー図ですね、第 5-3 図をお示ししております。
00:17:00	この第 5-3 図の中では、
00:17:04	まさに調達先に対する情報ということで、品質保証要求事項、
00:17:11	そういったところですね。
00:17:13	はい。
00:17:14	一番上ですね。
00:17:17	横に伸びている矢印の先なんですけれども、
00:17:24	品質保証部門の方から、購買先へ、品質保証要求事項まさに品質、マネジメントシステムの要求事項ですねこれを要求しまして、購買先の品質マネジメントシステムに反映すると。
00:17:36	この調達先の管理のプロセスの中で QMS に運用しているということでございます。以上でございます。
00:17:45	規制庁松本です。ご説明ありがとうございます。理解しました。確かにそのプロセス、QMS 活動を QMS の中で非常な重要なファクターっていいですか、フローの一つ。
00:17:58	示して、
00:17:59	直接的にはそういう、なんていうんでしょう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:18:04	調達先のマネジメント、品質マネジメントシステムという言葉、明記はされていないもの、そういったものがきちっと含まれている。
00:18:15	いうものを確認している。
00:18:18	いうこともわかりましたし、またその別添1ですかね、今お示しいただいてフロー図、これ見ると多分一番わかりやすいってところだと思うんですけども、きちんと反映されている。
00:18:30	糸賀。
00:18:31	わかりました。ありがとうございます。
00:18:43	規制庁の田中です。私の方からも、
00:18:46	幾つか報告させていただきたいと。
00:18:50	資料の1-2の
00:18:54	本予算な
00:18:57	九条の調達、
00:18:59	小学校、
00:19:03	事項が、
00:19:04	そうですよ。
00:19:08	はい。
00:19:12	黒野。
00:19:13	両括弧
00:19:15	2の、
00:19:18	で、
00:19:27	安全というよう重要な機能を有する文書線、特殊材料の場合についてというところで切った規定がある。
00:19:36	ここが、当該記載がなくなっているように、これは、
00:19:44	はい、三菱重工品証の若松でございます。
00:19:48	えーとですね、この安全上重要な機能を有する部に対する対応というご説明は、このナンバー4636条のですね調達物品等の検証で直接要求されているものではないので、
00:20:02	表の中では記載しないんですけども、実際の申請資料の中ではですね、削除はしておらず、別の項目に記載しております。
00:20:11	この比較表でそこが読み取れるところ他ございまして、すべてスタックですねナンバー44のところ、
00:20:24	ご参照いただきたいと思います。ページでいうと29の一番後ろから始まる場所ですね。
00:20:32	もう1個上ですね。すいません。上。
00:20:35	はい。この辺りからです。
00:20:36	ここが、これ調達プロセスについて規定し、明記してるところなんですけども、この緑色の着色のもう一つ下ですね、当社から始まる場所で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	すけども、公的規格が定められない特殊な材料についてはという書き出しで、
00:20:52	あと文言全く変更前と一緒にございます。
00:21:01	田仲です。
00:21:04	4.2。
00:21:07	ここで、
00:21:10	取りかえ、
00:21:14	はい、その通りでございます。
00:21:17	ありがとう。
00:21:24	中、
00:21:25	工事を、
00:21:28	ナンバー45人。
00:21:32	何かのところに置いて、
00:21:38	大法人を
00:21:41	分けた
00:21:45	このちょ。
00:21:48	第8項の、
00:21:51	現行のところ、通知を受けた。
00:21:54	非常に、
00:21:55	気候状況するための装置を設備したいな。
00:22:00	2統合する、検証、
00:22:05	ていうのが、これは
00:22:09	この評価検証。
00:22:14	こん中で読める。
00:22:17	これはどこでと。
00:22:21	まず、ご質問いただいている箇所の確認から、
00:22:33	規則の40
00:22:36	五名確か間違い
00:22:40	46条の中の項目は46条の中の質問の中で、
00:22:47	8ですね。はい。私のところのこの紫色になっているところ、長く、
00:22:53	ので、
00:22:54	一応対応するところを示していただいて、
00:23:00	申請前のところですよその検証ですよ、
00:23:04	ここ、
00:23:06	今回のところの当該申請のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:23:10	本申請のところでは
00:23:15	その
00:23:16	検証。
00:23:21	はい。
00:23:21	品証部の勝でございます。
00:23:24	まず、この地方ですね、紫に着色しているところですけども、ご質問にありました前項の通知を受けた管理者、これが何者かというところなんですけれどもこの全厚7ですね。
00:23:38	長野中ありますが、
00:23:41	確認なんですけども選定された時に責任を有する管理者ということで、一般的な用語で言うと被監査部門ですね、被監査部門の管理者、これに処置し、
00:23:53	基準書かなければならないという、0甲斐の方がですね、弊社の横
00:24:00	についてるんですけども、そのまま右に目をやっていただきましてちょうどページの見切ら部分になるんですけど、もうちょっと上ですね、すいません。
00:24:09	そこで、
00:24:10	前のページの一番後ろから続くんですけども、7922という数字からですね、原子力品質統括責任者経営責任者及びの後ですね。
00:24:21	非監査部門の責任者、これが前項の通知を受けた管理者なんですけども、この被監査部門の責任者は、次に示す事項を実施するということで、あとは村崎に着色している箇所でございます。
00:24:34	下になって適切な修正を行い、是正処置をとるということと、報告まで含めますとですね、品質統括責任者が、は経過及び是正よろしい。
00:24:47	結果等取りまとめ、トップマネジメントに報告するというので、品管規則の8号によります。その結果を報告させなければならないというところまで一対一で繋がるという立て付けでございます。以上でございます。
00:25:04	今日の話ちょっと私も、
00:25:07	ネットワークの回線がある。
00:25:09	そうさせ、当該措置の検証を行わせてその結果報告ですが、検証のまずどこの部分で言えば、
00:25:16	説明して、
00:25:19	真崎に着色しているうちの両括弧の、
00:25:22	ですね。
00:25:23	伝えなく適切な修正を行い、是正措置をとるというところでございます。
00:25:29	この是正処置の中に、当然ながら原因の分析と、修正という異動を含んでいるということでございます。
00:25:40	規制庁、浜川です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:25:43	とらえた是正措置ってのはここでとられた是正措置というか有効であったかどうかってところを確認するのか、検証という行為じゃないかと。
00:25:53	んですけど、
00:25:54	私の理解はちょっと正しくないんでしょうか。
00:26:05	三菱食品庄野赤松でございます。岩島さんご説明を補足させていただきます。おっしゃられた通りですね、この是正処置が妥当であるかどうかというところなんですけれども、そこが、
00:26:18	ここでは今書き表せないんですけどもマネジメントレビューの中で、
00:26:23	ところが、今、この紫の一番下のところで記載しております。
00:26:40	資料 19。
00:26:44	ページですね、No.9 のところ。
00:26:57	はい。
00:26:59	ここです、そもそもマネジメントレベルの目的すいませんもうちょっと上に、
00:27:07	そもそもマネジメントレビューの目的として、QMS が適切、妥当かつ有効であるかどうかというところがまず目的あるんですけども、それを監視するための項目として、一つ、下に目をやっておいて、
00:27:21	両括弧でですね、不適合及び是正処置ということで、是正措置の結果の妥当性も含めてここできちんと検証しているというたてつけでございます。
00:27:35	理事長の田仲です。
00:27:39	あとはまずはこの 7 点。
00:27:42	2 ポツにて、
00:27:44	具体的に、
00:27:50	手順をとるっていうところも記載はされている。
00:27:54	当該処置が担当じゃどうかってのはすべての QMS のプロセスののだと思うんですけど、自主、妥当性等を練りフィットに入れて、そこで上位である。
00:28:06	ある責任者達のレビューを受けて、そと検証するっていうふうになるので、この今の比較で具体には書いてないけれども、
00:28:16	衛藤坂。
00:28:18	そうです。
00:28:25	三菱集合認証の赤松です。はい、ご理解いただいている通りでございます。
00:28:31	規制庁、田仲、ありがとうございます。
00:28:37	展、
00:28:38	等、
00:28:45	ましては、
00:28:46	私の方から、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:28:52	企業変わります。
00:28:55	資料1の
00:28:57	ファイル。
00:29:00	資料。
00:29:12	基準法で、
00:29:16	後、
00:29:21	そう。
00:29:24	店舗基準の、
00:29:26	17。
00:29:31	この、
00:29:33	チャートのペーパー記載されて、
00:29:38	工程のところ
00:29:41	ろうのところの工程、
00:29:43	ました。
00:29:49	以下に見ながら、
00:29:51	ここの
00:29:52	中で、
00:29:54	ポイントブースの運用、
00:29:56	1人っていうのはこれが物を持っています。
00:30:00	見えるんですかね、これ。
00:30:03	下に引き受けている製造工程から変更したと。
00:30:08	いうふうに捉えればいいんでしょうか。
00:30:13	はい。三菱の河野齋藤です。
00:30:17	最新の工程では、今ご指摘いただきました通り、中間熱処理っていうことを削除しております。
00:30:25	で、もともとですねこの中間熱処理の目的なんですけれども、
00:30:31	あと、組み立て溶接をしたと、あと最終の熱処理テーマ検査すると。
00:30:39	いや、この過程でですね、遅れ割れと。
00:30:42	いやあことが起こらないかというところを、懸念しまして、中間熱処理をして、内部の水素拡散してですね、遅れ割れを防ぐと。
00:30:53	ということで、中間処理を入れておりました。
00:30:57	その後ですね、施策を進めたりですね、あと、現在実機の製造も進めている中で、これ中間別周期を、
00:31:09	入れなくてもですね、最終熱処理の中で、
00:31:13	ネットマークリスクがないと、ということがわかったということがわかりましたので、中間熱処理の最新の表では抜いていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:31:26	いう状況でございます。
00:31:29	庄原どちらの工程でもですね、溶接規格というものには適合しているところには
00:31:37	変更はない、ないと、いうものですので、技術基準規則等への
00:31:43	には適合してるというふうに考えてございます。以上です。
00:31:52	城野珠子です。
00:31:56	もうすぐすでに指定を受けたときにも
00:32:00	あったら、要するに友野遅れ割れを防ぐために設けて、種処理工程、
00:32:05	というものが、
00:32:07	ただけれども、その後の、
00:32:10	社内的な工程の見直し、
00:32:14	段階の
00:32:16	改善を伴って、ここん当該工程を抜いても品質が十分投稿できると。
00:32:23	いうのを、
00:32:25	見込みが取ったの下、
00:32:27	本当にこうやって注金城工程を直したと。
00:32:31	私その下に2周工事を直したとしても、
00:32:35	要するに国等でも
00:32:38	要求事項が長嶋ところの、
00:32:41	親切に出てくるような性能に関わるようなパラメーターを十分と、こうできるってこととした後に確認されたから落とされたと。
00:32:51	いうふうに理解すれば、
00:32:54	はい。三菱重工の齊藤です。はい。今おっしゃった通りでのご理解結果、問題ございません。
00:33:05	これセイヒョーの田中です。ちょっと脱線するんですけどそう考えると、
00:33:11	品質影響観点で見るとマーク工程が違うというふうにもとれると思うんですけどけれども、以前のこの子
00:33:20	次はしておくという構造で作られたキャスクっていうものは今存在してるんですか。
00:33:28	三菱重工の齊藤です。
00:33:32	中間熱処理を入れて、製造したリスクというものはございませんけれども、一般的なですね短そこを使った圧力容器であったり、
00:33:46	というところでは、この中間熱処理後にですね、入れて、あと、最終的に熱、最終熱処理を行うという工程でも、
00:33:57	行っておりますので、
00:34:02	まだキャスクではないですけども、その他の圧力容器で、実績がございます。
00:34:08	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:34:10	堀本さん、もう、その他の製品での実績は、
00:34:15	保護者、
00:34:16	今回のこの型式、
00:34:18	指定スタッフ
00:34:22	スタッフの中の設計の中で、
00:34:25	今の指定されている
00:34:27	旧金城ある工程のもので作られてる。
00:34:30	この設工認等も見込まれてみ作る時には今回、
00:34:35	支援、
00:34:36	更新。
00:34:37	工程の
00:34:39	変更。
00:34:44	三品%齊藤です。はい。その後を書いて、申し訳ございません。
00:34:50	理解いたしました。
00:34:56	抜いても、
00:34:57	もう1点。
00:35:01	押されまして、
00:35:07	え。
00:35:08	添9-19と
00:35:10	これは、
00:35:11	以前は保持点1.2でした。
00:35:19	もうそういう日
00:35:21	必要な検査のコマとしまするので、材料検査ですとか、
00:35:28	消されていたんですけど
00:35:30	今回これを、記載の適正化という意味で削除され、
00:35:34	経営トップがちょっと、
00:35:39	この総合試験、
00:35:45	その理由を落とした理由。
00:35:51	はい、三菱重工品証の若松でございます。
00:35:57	で、
00:35:59	こちらはですね削除。
00:36:01	いや、実際には、記載の適正化によってですね、変更申請書の本文側の方に、試験検査に関連する項目潰しをですね、図表をしております。
00:36:23	自由表。
00:36:26	そっか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:36:28	ちょっと資料ずらしますので少々お待ちください。
00:36:32	はい。
00:37:23	オア。
00:37:26	ですね。
00:37:28	もう、
00:37:31	松尾試験検査の本文 11 ページ。
00:37:35	あれですかね。
00:37:39	はい。
00:37:41	久井が追加されたのは 6.3 なんですよけれども、6.3 の中で特にですね今ご質問にありました検査の方法につきまして大項目だけ。
00:37:52	読み上げていきますと、構造強度または漏えいに関わる検査から主要な退出をするのは変えて、
00:38:02	タイプの御説明に係る検査、それから機能性能に係る基本設計に係る検査ということですね、一連の構造強度、正門に関わる検査についてこちらで
00:38:16	記載しております。またですね、ここから各図表をそれぞれ呼び出しておりまして、
00:38:22	それがオワリノコウのですね 80、
00:38:27	82 ページ以降ですから 182 ページ以降ですね、こちらが試されたように該当する、新たなものでございますけれども、ざっと流していただきますと、この共同にかかる値、
00:38:40	能検査からですね、溶接施工法、それから、続いて伊賀氏、溶接シート続いて、設計、
00:38:52	主要な耐圧部の溶接部と続いて、
00:38:55	昨年が入りますけれども、
00:39:03	もう、
00:39:04	機能性の機能性のこういった流れで一連の試験検査についての本文側で、市へ変更申請書、
00:39:12	恩田で記載しているということでございます。以上でございます。
00:39:19	規制庁の田仲です。
00:39:23	研究に関しては古藤をより詳細にして本文側の方に持って行って明確化したため、当該記載を削除したと。
00:39:33	そう理解すればよろしいでしょうか。
00:39:37	はい、ご理解いただきます通りでございます。
00:39:43	よろしゅうございますか。はい。
00:39:46	私の方からは以上です。
00:39:55	規制庁の河村です。続いてこの紙等、
00:40:02	添付資料 9 の前後表に関して、と私の方から 1 点、質問させていただきます。研究の 10 ページ目になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:40:15	藤。
00:40:17	9-10 ページ目で溶接検査の手続きであったりそれらにそんなフローってというのは規則改正で手続きとしては削除されるってというのは理解できるんですけども、
00:40:37	従来ありましたその書類確認ですね溶接の清高校の確認であったりとか溶接の検査に係る1市検査手順書の確認であったり、
00:40:52	それに伴った政策や、試験検査とその記録の保管っていう部分が、必ずどこかでところ、
00:41:03	読み取れるんじゃないかなと思ってるんですけども、その部分ってというのがどこで読み取るのかというのはちょっと
00:41:16	いただけますでしょうか。
00:41:23	はい、三石ね凍る印象でございます。こちらですね、ここ
00:41:29	は先ほどのお話ですね、失礼変更申請書の
00:41:35	はい、質問の中で、報告からその検査の
00:41:41	後ですね。
00:41:42	一色の試験検査確認行為についてお示ししております。
00:41:45	以上でございます。
00:41:49	規制庁の川村です。ちょっとコメントの涼しいガーツと伝わってなかったかなと思うんですけど典型-10で出していただけますでしょうか。
00:41:56	91。
00:42:13	91。
00:42:18	はい。
00:42:22	衛藤社長。
00:42:24	あ、はい、すみませんありがとうございます。
00:42:27	添9の10ページ目の中で従来であれば、
00:42:35	品証の担当部門の方で溶接検査の計画書であったり
00:42:42	溶接検査の計画書ですよ、それらを作りますと、製造部門の方は、おそらく政策手順書なりで読むのかなと思うんですけどその辺に溶接の支障、
00:42:56	なり、その溶接図面なんかが入ってくるのかなと思ってます。
00:43:01	そういった意味で溶接方法を決める。
00:43:06	フロー、流れがあるのとそれに関連者検査、
00:43:12	のフローがあるんです、と思ってるんですけども、その製造の部分ってというのは従来から、
00:43:18	書かれて、
00:43:20	その溶接検査にかかる部分のフローってのは、
00:43:26	新しく
00:43:28	分、
00:43:30	真ん中ら辺にあります試験検査、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:43:35	要領書、こちらに溶接の部分も、押し込んでるっていうそういう理解でよろしいでしょう。
00:43:47	三井手法品証のままとなっております。今おっしゃられたことも事実でございますし、該当いたしますし、
00:43:57	資料のですね、下、県に、
00:44:03	入戸みたいですね、資料1-2も、
00:44:06	17ページです。
00:44:13	すいません、資料1-2の内別添2の17ページですから、
00:44:18	かなり後ろの方に、
00:44:29	その辺りですね7.2.3あたりからなんですけれども、
00:44:34	一方、
00:44:40	これ従来の溶接事業者検査に特化した形じゃないんですけれども、誰が何を実施するかという製造の管理を一連記載したものでございます。ここでは基本的なですね、
00:44:51	責任権限実施事項として製造部門が製作フローチャートの作成ですとか製造基準、要領の作成、
00:45:01	もうちょっと前に戻っていただくと、7.1とかですかね。
00:45:07	はい。この辺りですね、要求事項及び購入要求事項ということで条例からいくと、特殊工程に係る事項ということで溶接ですとか検査ですとかこういったところの要求から入ってそれが製造工程の計画に落ちていってと。
00:45:22	そこから先ほどご説明したフローチャートですとか製造の指示書でもう少しどんどん下に行きますですね、試験検査の要領、この品証部の品管の方に、
00:45:33	役者が変わります作業実施を経てですね、ちょっと関係ないような続くんですけどもちょっとぐっとしたりっていただくと、
00:45:43	検査要領の確立ということで、この中でやはり特殊工程に係る事項ということで今溶接ですとか非破壊検査ですとか、というような、一連の活動が定められていると、こういう立て付けでございます。
00:45:56	以上でございます。
00:45:57	はい、ありがとうございます。ご回答で、理解できました。ありがとうございます。それでなんですけど、
00:46:08	衛藤。
00:46:09	溶接の方法とかおそらく変わってないんだと思うんです。
00:46:13	先ほどのあのたなか一の質問に関連しまして、
00:46:25	研究の17ページ目ですかね、先ほどの中間熱処理は省きましたっていうのがあったかと思うんですけども、
00:46:38	中間熱処理の工程で、
00:46:47	従来のその中間熱処理の工程のところに溶接検査が入ってた。
00:46:54	と思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:46:56	ここの溶接検査つてもともと、何をする予定で、中間熱パブコ
00:47:07	くなりますっていう説明で、今していただけますでしょうか。
00:47:16	志賀です。
00:47:22	資料。
00:47:25	ちょっと待ってください。
00:47:50	はい。三菱重工の齋藤です。以前ですな中間熱処理李のところに、溶接検査というのは、
00:48:00	RT を、
00:48:02	入れてですね溶接部の
00:48:07	結果が何かっていうのを確認する予定で入れてます。というのは、
00:48:14	やはり材料というのは、あまりこう熱を何度も何度もかけるっていうのは品質が欲しい。これになりますので、
00:48:22	できる限り早めにその RT を行って、欠陥があるかないか確認すると。
00:48:28	であれば、やはり講習をしないといけなくなりますので、そのリスクを少しでも下げるという意味で、中間熱処理をして、
00:48:38	精査を拡散した後にですね、
00:48:41	RT をやるという予定で考えてございました。現在ですね。
00:48:47	その月間の、
00:48:49	話でもありますし、あと、遅れ割れそういうところのリスクもないというところからですね。
00:48:56	最終熱処理のところですね熱処理のパートに、すべての検査を、溶接検査を行うということで考えてございます。以上です。
00:49:07	規制庁河村です。ありがとうございます。理解できましたら、
00:49:16	印象で添付 9-前後表に関しては
00:49:23	終わりになりますと資料代わっていただいと、14 条の材料鋼材の適合性に関しましてちょっとまた、
00:49:32	区長の方から、
00:49:33	1 点あるコメント。
00:49:48	はい。
00:49:49	材料構造の、今回提出いただいた資料。
00:49:55	概ね必要な記載は入っておるかと思っはおるんですけども、問 4、
00:50:04	A と (2) で疲労破壊の防止、
00:50:07	書いてあるんですけども、ここ、密封容器と密封容器のボルトに関しての記載が、
00:50:14	記載のみになっております。
00:50:17	ここの部分に関しまして
00:50:22	申請いただいた審査、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:50:24	の方にはとらえね。
00:50:27	疲労評価の、はい。瀬尾。
00:50:30	いるんですけども、この資料中ではそのトラニオンに係る説明がないので、
00:50:35	ちょっと内容に係る説明について追記を検討していただきたいというのが一つ目。
00:50:44	もう1点なんですけどもこの部分に関しまして、バスケットや該当中性子カバー等については機能評価、
00:50:55	不要である。
00:50:58	理由についてちょっと
00:51:01	ご説明いただければと思うんですけども、非常に1点。
00:51:05	ご回答いただけますでしょうか。
00:51:10	はい。三菱重工の斉藤です。
00:51:13	まず1点目トラニオンの疲労評価につきましては、私ご指摘の通りですね、今回ご提出させていただいた、この資料の中に記載が抜けておりましたので、
00:51:25	この記載を追加させていただきたいというふうに考えてございます。
00:51:30	具体的には、この4ページ目の(2)疲労破壊の方欲しいというところの、
00:51:37	一つの
00:51:39	項目としてですね、密封容器
00:51:41	容器のボルトの次にですね、トラニオンということで、疲労破壊が生じない設計であるということを追記させていただきたいというふうに考えてございます。
00:51:54	それから2点目、バスケットとか他の回答とかです。
00:51:59	ところに関しての記載につきましては、
00:52:04	基本的に、バスケット等についてはですね、圧力荷重っていうのは作用しなくて、貯蔵中につきましても温度が単調にこう下がっていただくということで、
00:52:19	応力のが返答が小さいと。
00:52:23	いうところからですね、
00:52:26	疲労破壊疲労解析ってのは不要というふうに考えてございます。
00:52:33	ちなみにですね、蛇足になるかもしれないですけども、今回、こちらのですね、
00:52:41	申請させていただいたキャスクというのは、金属キャスク構造規格、
00:52:46	と、あと該当とか喀痰版あと中性子遮へい材カバーにつきましては設計建設規格、
00:52:54	を重要視まして、設計しております、その中でも、準用した規格の中でも要求がないというところもございまして、今回省略させていただくと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:53:06	いう状況です。以上です。
00:53:10	規制庁河村です。
00:53:13	回答の内容承知いたしました。ありがとうございます。
00:53:24	規制庁河村です。本日、伺いたい検査としては非常になりますけども規制庁側で何か追加で確認事項とございますでしょうか。
00:53:54	なければですねちょっと私の方から1点
00:54:01	提出いただいている資料でもう一つ
00:54:05	トラニオンの構造強度に関する資料がわずかと思いますが、こちらの資料につきましては、中身の方確認させていただいて、
00:54:16	問題なく許容値内に収まっていることが確認できましたので、特段、
00:54:23	今、追加で確認したこと等はございません。
00:54:30	衛藤三菱重工の方で何か
00:54:34	確認しておくこととかがございますか。
00:54:42	はい。三菱重工の齊藤です。特にございません。
00:54:47	スケジュール。
00:54:51	終わります。
00:54:59	1回終わります。
00:55:05	は、
00:55:08	規制庁、田浦です。よろしければ本日のヒアリングについては、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。